

留萌市では、行政改革の一環として「受益者負担の適正化」に取り組んでいます。

受益者負担とは、行政サービスを受けた時に、その受益者にサービスに見合った応分の負担を求めるうつもので、いわば利用の原則でもあります。

今般、7月1日から、行政サービス料金の一部見直しを実施しましたが、10月1日から新たに「公共施設使用料の減免規定の見直し」を実施します。

今月は、その内容や見直しの背景、理由についてお知らせします。

# 公共施設使用料の減免規定見直しについて

## 見直しの背景

公共施設を運営し、サービスの提供を行っていくためには、さまざまな経費がかかります。

下のグラフは、市内の主な公共施設の収支状況を表したものです。黒い部分は、実際に使用料として利用者に負担していただいている額です。斜線の部分は、全体の管理、運営経費に対する収支不足額（人件費は除く）を表しています。現在、この斜線部分をみんなの税金でまかなう施設を運営していることとなります。

公共施設の役割を考えると、ある程度の税金投入による施設運営はやむを得ない面もあります。

## 減免規定について

しかし、税収が減少し、地方交付税が削減されている厳しい状況の中、利用者に適切な負担をしてもらい、税金でまかなう部分を減らしていく必要があります。

施設使用料の減免規定については、施設の設立当初から、次の使用料を一部又は全部、免除扱いとしてきました。

- ① 公共性の高いもの
- ② 他の官公庁が使用する場合
- ③ 社会教育団体や婦人団体等の特定の団体が使用する場合

③については、施設の設置目的や利用率の向上、団体育成等の意

する新たな規定を設けました。今回、見直しを実施する施設は、下段の表にある15施設です。

なお、「総合福祉センター」「働く婦人の家」「共同福祉センター」「働く婦人の家」「共同福祉センター」の福祉3館については、新たに、利用団体で構成する運営協議会（民間）へ利用料金制により管理、運営を委託します。利用料金制とは、市が上限を定めた料金の範囲内で運営協議会が自主運営可能なサービス水準と料金を新たに設定し、利用者からの利用料金で施設の維持管理経費をまかなうことなどを基本としながら管理、運営を行っていくものです。市が管理運営するのと比べて、受託先である運営協議会が自主的な経営努力を行うことにより、維持管理費を圧縮でき、この分を利用者の料金に還元させ、安価な料金設定が可能となります。

今後は、施設間の整合性、個人料金の設定も視野に入れ、コストを反映させた適正な料金体系への見直しを行う予定です。

各施設の主な見直し内容は以下の一覧表の通りです。★受益者負担に関するお問合せは、こちらにお寄せください。



## 見直しの内容について

このような背景から、利用する市民に適切な負担をいただき、利用しない市民との負担の公平性を図るため、特定の団体、個人の利用に対する減免適用を廃止し、受益者の資力や災害等の事情、公益性の観点といった本来の特別な事由に限定した免除規定へと見直しを行っています。

また、各施設の目的に応じて、高齢者、障害者に配慮した料金体系を設定し、さらに、青少年活動を促進する目的から、市内の団体が高校生以下の青少年を対象として活動を行う場合に使用料を無料

とする新たな規定を設けました。今回、見直しを実施する施設は、下段の表にある15施設です。

## ■公共施設使用料の減免規定見直し一覧

施設名	減免規定の取扱い		改定に伴う新たな措置
	現行（廃止項目）	改定（新免除要件）	
留萌市中央公民館	●社会教育認定団体(70%減免) ●市主催、共催、後援事業(100%免除) ●市以外の行政機関(30~50%減免) ●町内会、非営利住民組織(50%減免)	●市主催事業 ●学校事業(幼、小、中、高) ●市内保育所主催事業 ●市長が特に必要と認めたもの	●市内の団体が高校生以下の青少年を対象に活動を行う場合は無料
留萌市文化センター	●社会教育認定団体(入場料の有無により基本料金の40%~割増料金の100%を免除)	●市主催事業 ●市長が特に必要と認めたもの	●利用団体で構成する運営協議会による自主運営方式の導入(運営協議会で料金を設定) ●高齢者に配慮した料金体系の設定
留萌市総合福祉センター	●民間サークル活動団体(100%免除) ●市主催、共催、後援事業(100%免除) ●町内会、労働組合組織(50%減免)	●市主催事業 ●市長が特に必要と認めたもの	なし
留萌市共同福祉センター	●消費者団体(100%免除) ●町内会、労働団体(50%減免)	●市主催事業 ●市長が特に必要と認めたもの	●社会福祉関係団体等の目的団体(高齢者、障害者)は一般料金の30%相当の料金を新たに設定
留萌市保健福祉センターはーとふる	●社会福祉関係団体等の目的団体(30~50%免除) ●他官公庁(30~50%減免)	●市主催事業 ●市長が特に必要と認めたもの	●市内の団体が高校生以下の青少年を対象に活動を行う場合は無料(専用料金)
留萌市スポーツセンター	●社会教育認定団体(50~100%免除) ●市主催、共催、後援事業(100%免除) ●市以外の行政機関、市民対象のスポーツ活動(50%減免) ●社会福祉団体・留萌地方体育文化連盟主催の競技会(50%減免~100%免除) ※ぶるもは減免規定なし	●市主催事業 ●学校事業(幼、小、中、高) ●市内保育所主催事業 ●市長が特に必要と認めたもの	●市内の団体が高校生以下の青少年を対象に活動を行う場合は無料(団体料金) ※ソフトボール場照明、シャワー使用料は除く
有料公園(浜中陸上競技場、浜中野球場、浜中テニスコート、浜中パークゴルフ場、浜中ソフトボール場、ボール遊びの広場、見晴野球場、見晴テニスコート、神居岩パークゴルフ場)	●市主催、共催、後援事業(100%免除) ●体育協会加盟団体の大会(100%免除) ●中・高体連主催大会(100%免除)	●市主催事業 ●学校事業(幼、小、中、高) ●市内保育所主催事業 ●市長が特に必要と認めたもの	●市内の団体が高校生以下の青少年を対象に活動を行う場合は無料(団体料金) ※ソフトボール場照明、シャワー使用料は除く

※無料が適用される青少年活動の詳細については、来月号に掲載する社会教育広報あかしあの紙面内でお知らせします。